ビジネス・コート（東京地裁中目黒庁舎）における事件記録の閲覧・謄写申請について

ビジネス・コート２階の民事訟廷において、次のとおり受付を開始します。

１　商事部（民事第８部）及び知的財産権部（民事第２９部、第４０部、第４６部、第４７部）が取り扱う事件

令和４年１０月１７日（月）から

２　倒産部（民事第２０部）が取り扱う事件

令和４年１０月２４日（月）から

＊　ビジネス・コートへの事件記録移管作業のため、通常より手続に時間を要する場合があります。

＊　終局した事件記録のうち、ビジネス・コートにおいて、概ね以下の事件記録の閲覧・謄写申請を受け付けます。

①　訴訟及び仮差押え・仮処分事件

令和３年１月以降に保存に付されたもの（令和２年１２月以前に終局した事件記録の多くは霞が関庁舎に保存されています。）

②　①を除く事件

平成３１年１月以降に保存に付されたもの（平成３０年１２月以前に終局した事件記録の多くは霞が関庁舎に保存されています。）

＊　終局した事件記録のうち、霞が関庁舎において保存中の事件記録については、同庁舎において閲覧・謄写申請を受け付けます（申請が許可された場合には、霞が関庁舎において閲覧・謄写を行うことが可能です。）。

＊　上記に関する問合せ先

ビジネス・コートの民事訟廷

電話番号０３－５７２１－３１８３（令和４年１０月１７日午前８時３０分から）
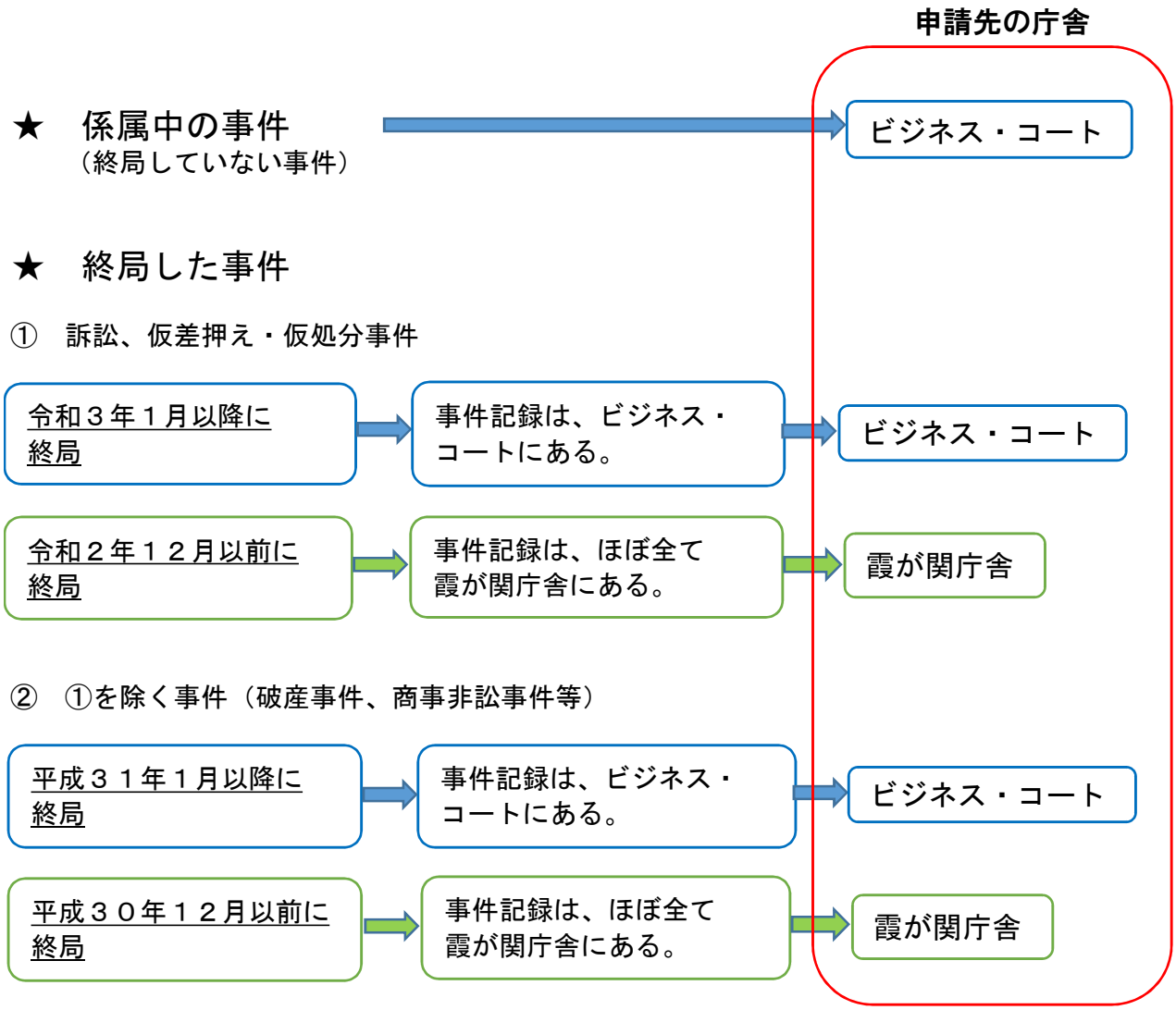
ビジネス・コートにおいて取り扱う事件の閲覧・謄写申請先の庁舎